

令和 7 年 第 5 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録	
開 催 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 1 時 5 8 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲 山 久 夫	出	1 1	鳥 塚 正 実	出
2	小 和 瀬 守	出	1 2	丸 橋 高 記	出
3	吉 田 滋	出		大 久 保 知 明	出
4	福 島 隆 志	出		柴 崎 徹	出
5	井 伊 誠	欠		奈 良 和 正	出
6	坂 本 建 治	出		齊 藤 薫	出
7	加 藤 憲 治	出		吉 川 隆	出
8	栗 原 功	出		保 坂 昭	出
9	吉 田 一 行	出		新 井 一 弘	出
1 0	新 井 徹	出		中 島 信 一	出

議事参与者

職 員

次 長 菅谷順吾
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局次長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 本日、事務局長が、別の公務により欠席とのことですので、進行は事務局次長にお願いいたします。 ただ今から、令和 7 年第 5 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、井伊誠委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は、12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局次長	令和 7 年第 5 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 33 号から議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 3、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、加藤憲治委員と吉田一行委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 3、議案第 33 号から議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 33 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 1 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 33 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の賃貸アパートに夫婦で居住しておりますが、賃貸住宅では手狭に感じていたため、住み慣れた町内で、自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 新井委員。
新井委員	5 月 22 日、譲渡人に事情を伺いました。譲渡人は、数年前にご主人が亡くなられ、当農地は、ご主人より相続したとのことですが、生前は、どなたかに貸していたそうで、借りてい

	た人が、いいかげんなところもあり、物を置いたり、砂利を敷いたりしていたそうです。当時は、ご主人が存命で、所有者ではなかったこともあり、気にはかけていたとのことでした。 こうした事情もあり、自身も耕作することは難しいため、譲り渡したいと考えていたところ、今回の話があったとのことでした。 現地については、ヒアリングのとおりで、耕作するには難しい現況でした。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 33 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の賃貸アパートに夫婦で居住しておりますが、手狭に感じ、住み慣れた町内で、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見はございませんか。
新井委員	新井委員。 5 月 22 日に、譲渡人に事情を伺いました。ご主人が亡くなり、耕作ができずにいたところ、不動産屋に声をかけられ、売却を決定したとのことでした。 毎年の農地利用状況調査においても、保全管理はされていたものの、作付け等はされていなかった農地でしたので、転用はやむを得ないのではないかと思います。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 34 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市で、不動産事業や太陽光発電事業を営む法人ですが、通常の送電の電力が余る時間帯に蓄電をし、電力が不足する時間帯に売電をすることにより収益を

	得る蓄電地事業を行うため、候補地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 新井委員。 5月22日に、譲渡人に事情を伺いました。現地については、これまで保安全管理されていた状況で、位置的にも問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 議長 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第35号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第36号について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第36号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内に所在し、主に電子機器部品の製造等を行う法人ですが、事業が順調に拡大し、新設工場の建設を検討していたところ、既存工場の近くで、空き家となっていた、本議案の譲渡人の自宅敷地一体を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 中島推進委員。 5月22日に、小和瀬委員、加藤委員と私の3名で、現地確認を行い、譲受人の代表に、事情を伺いました。 事業計画地内の宅地には、譲渡人の古い自宅がありますが、それを申請地に曳家し、利用したいということでした。 現地についても問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いいたします。 議長 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
--	---

	議案第 36 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 3、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたしますが、栗原功委員が、関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (栗原委員が退席)
議長	
議長 事務局	それでは、議案第 37 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 37 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回の計画は、全 18 筆で合計面積 15,827 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。そのほかは議案書のとおりです。 また、番号 10 から 18 の再設定につきまして、ご説明いたします。 新たに借りる方は、新規就農希望者で、地元の農業者の方の指導のもと、営農に取り組むとのことです。 また、借りる方が今回の計画地を決めた理由につきましては、以前にこの計画地を営農をしていた方が、営農を継続するのが難しくなり、この方へ紹介したためです。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、栗原功委員は、復席してください。 (栗原委員が復席)
議長	以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局次長	事務局から、何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 次回の総会ですが、6 月 26 日、木曜日の午後 1 時 30 分からお願いしたいと存じます。 なお、開催場所は、役場庁舎 3 階の庁議室になります。 もう一度、繰り返し申し上げます。

議長
事務局次長

6 月 27 日、木曜日の午後 1 時 30 分から、役場庁舎 3 階の庁議室で、お願いしたいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 5 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

加藤 憲治 委員

吉田 一行 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年5月27日

議 長

坂 本 建 治

委 員

加 藤 憲 治

委 員

吉 田 一 行